別紙1-1

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策

令和3年1月6日時点 【赤字挿入・修正】

沖縄県警戒レベル	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
県立学校の対応	感染防止対策を徹底した上で、通常登校			・感染防止対策を徹底した上で、通常登校 ・地域ごとの時差登校、分散登校、臨時休業の検討・実施
文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2 ① ②	レベル3 ① ② ③	
【感染予防の方策】	保健教育重点 ⟷ 保健管理重点			
【保健教育】 児童生徒の持参物	清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等			
手洗い	①登校後、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共有物を触る前後 （手指で目、鼻、口をできるだけ触らない）		①＋休み時間ごと	
咳エチケット	咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。			
規則正しい生活	「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」			
【健康観察】 健康観察表の活用	①児童生徒等の朝晩の体温、体調、保護者のサイン等を記入 （別紙4）	①＋同居の家族の状況（別紙5）		
朝の健康観察 忘れた者への対応	①児童生徒等に発熱等の風邪症状がないかどうかを教室等で確認 教職員が教室等で対応	①＋同居の家族に発熱等の風邪症状がないかどうかを校舎に入る前に確認 教職員が校舎に入る前に対応		
【出席停止】 学校保健安全法 第19条	①感染が判明した者 ②感染者の濃厚接触者 ③感染が疑われる者（濃厚接触者以外で症状があり検査を受けている者、学校内で感染者が発生し、濃厚接触者の特定までの期間、感染者と接触があったと思われる者で学校長が出席停止を指示した者） ④※発熱等の風邪症状が見られる者（症状がなくなれば登校は可能）	①＋②＋③＋④ ＋同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者（同居の家族に症状がなくなれば登校は可能）		
	④※の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患によることが判明した場合は病欠とする。			
【体調不良者等への対応】	当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。 保護者の来校まで学校にとどまることが必要な場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。 （保健室において、外傷や心身の不調などで来室した者と発熱等の風邪症状のある者が他の児童生徒と接することがないようにする。）			
体調不良者等（出席停止の者を含む）の把握、指導及び連絡	①体調不良者等の数及び症状については、学校内で情報を共有しておく。 ②息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある者、重症化しやすい者、発熱等の風邪症状が4日以上継続している者へは、「新型コロナウイルス感染症　相談窓口（コールセンター）」等へ相談するよう指導する。 ③体調不良者等の増加等がある場合、所管の教育委員会へ電話にて連絡する。			
【報告】 学校等欠席者・感染症情報収集システムへの入力（出席停止） 様式による報告 （感染者発生時のみ）	・「発熱等の風邪症状が見られる者→「発熱等による」へ入力 ・「感染者の濃厚接触者に特定」→「新型コロナ濃厚接触者」へ入力 ・「新型コロナ疑いの者」→「その他の感染症」へ入力 ・「感染が判明した者」→「新型コロナウイルス感染症」へ入力 ・「感染が不安等で校長が認めた者等」→「事故欠・忌引き等入力」の「その他」 【レベル2．3】・「家族等の風邪症状が見られる者→「家族等のかぜ症状による」へ入力 【患者発生時】・患者発生により臨時休業を行う場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖等」 →疾患名「新型コロナウイルス感染症」 ・電話による第1報と様式1（送付する際には必ずパスワードを付すこと）			【臨時休業の場合】 ・患者は発生していないが教育委員会等の指示により臨時休業を行った場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖（学年・学級）」→疾患名「教育委員会または主管課の指示による」
【普段の清掃・消毒】 場所と回数 消毒液と使用方法	・床は通常の清掃活動 ・机、椅子は、通常の清掃活動において、新型コロナウイルスに対する有効性が認められている家庭用洗剤等を用いて拭き取り掃除を行う。 ・大勢が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、水拭きした後、家庭用洗剤や消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 ・文部科学省「衛生管理マニュアル」や国が示した新型コロナウイルスに有効な消毒液や洗剤を用いて、その使用方法に従い消毒を行う。			
【感染者発生時の消毒】	・学校人事課健康管理班作成の「感染者が発生した施設の消毒についてVer.2」を熟読の上、実施。			
【3密の回避】 「密閉」の回避（換気の徹底）	①常時2方向の窓を同時に開ける。 ②30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開する。 ③窓のない部屋は常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気する。（人の密度が高くならないように配慮する） ④体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努める。 ※エアコン使用時も同様の対応とする。少なくても休み時間毎には窓を開け、換気を行う。			
「密集」の回避 （身体的距離の確保）	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること		できるだけ2m（最低1m）	
「密接」の場面への対応（マスクの着用） ※マスクを着用する必要がない場合	身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するよう指導する。 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用するよう指導する。 ※ 十分な身体的距離が確保できる場合、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合や児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時、登下校中で熱中症のおそれがある場合、体育の授業			

必要に応じて学校医や学校薬剤師と相談すること。